

平成27年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3561

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B36	乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	母子保健推進費	
事業期間	平成25年度～	根拠法令	児童福祉法 第21条の9			戦略項目	01 子育ての安心		
					分野施策	010101 子育て支援の充実			
<p>1 事業の概要</p> <p>乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、育児支援が必要な家庭を早期に把握し、支援を行うため、市町村が行う乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を補助する。</p> <p>(1) 乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業費補助 12,539千円 市町村への県費補助金が当初の見込みを下回ったことによる減額補正</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業費補助 95,795千円 市町村が行う、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業に対して補助を行う。</p> <p>(ア) 乳児家庭全戸訪問事業 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に、保健師、助産師、保育士、母子保健推進員などが訪問し、育児情報の提供などを行う。</p> <p>(イ) 養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業などで養育支援が必要と判断された家庭に、訪問により育児支援を行う。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業費補助 市町村が計画する事業に基づき補助を行う。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>育児支援が必要な家庭を早期に把握することにより、母子関係、家庭環境を調整し、子どもの健全な育成を支援することができる。</p> <p>(4) 変更事項</p> <p>ア 国財源の変更 H26：保育緊急確保事業に係る補助 H27：子ども・子育て支援交付金</p> <p>(5) 補正の内容</p> <p>市町村への県費補助金が当初の見込みを下回ったことによる減額補正</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>国1/3 県1/3 市町村1/3 (地域子ども・子育て支援事業)</p>									
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>なし</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×0.3人 = 2,850千円</p>									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	補正後の 予算額
決定額	12,539							12,539	83,256
現計額	95,795							95,795	